

JA秋田おばこ

第十五回

おいしい お米コンクール

参加者募集

～令和に継承、匠の技～

おばこの匠認定者

1俵 20,000円

(申込数量玄米30kg袋 100袋まで)

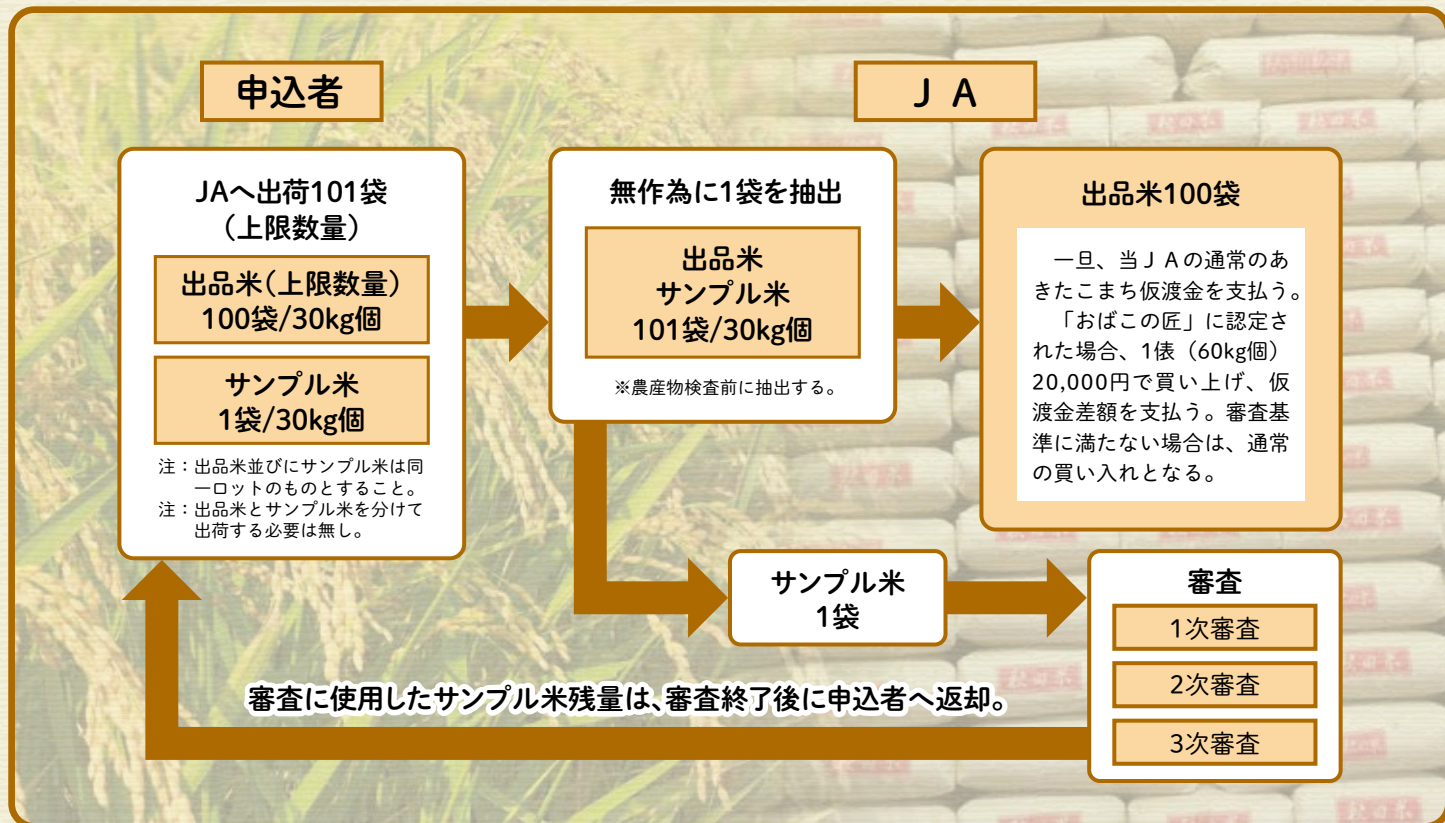
時代のスタンダードにリニューアル

減農薬栽培のみ

(栽培期間中使用農薬成分10成分以下のみ受け付け)

おばこの匠

【出品から審査の流れ】



第15回JA秋田おばこおいしいお米コンクール開催要領

【目的】

当コンクールは、JA秋田おばこ稲作振興協議会規約に定められている、高品質・良食味米の生産と安定経営確立の観点から、食味向上と安全安心な米作りをさらに発展させ、永続的な米生産に取り組むことを目的に開催する。

【主催】

JA秋田おばこ、JA秋田おばこ稲作振興協議会

【共催】

住商フーズ株式会社、株式会社山田屋本店、全農秋田県本部

【申込資格】

JA秋田おばこに令和3年産米出荷契約を申し込みし、種子は100%更新された栽培を行うJA秋田おばこ組合員とする。

【申込対象】

対象品種は「あきたこまち」のみとする。

但し、申込ほ場から収穫された米のみとし、紙袋出荷とする。

【栽培方法】

栽培方法は、減農薬栽培(栽培期間中使用農薬成分10成分以下)以上とし、施肥方法は問わない。

【申込方法】

所定の審査申込用紙にてJA秋田おばこ各エリア営農センターに申し込む。受付された生産者についてはコンクール事務局と各エリア営農センターで審査用紙に基づき圃場審査を行い、申込を受理するものとする。

【申込期間】

○参加申込 令和3年8月16日(月)～9月10日(金)必着

○出品受付 令和3年9月13日(月)～9月30日(木)厳守

【審査方法】

出品者は米出荷前に必ず生産履歴を当コンクール事務局へ提出する。コンクール事務局は栽培方法、使用農薬、成分回数等が申込基準に該当するか確認し、出品者へ連絡する。

審査サンプル米は、JA秋田おばこに出荷された玄米と同ロットの30kg1袋とする。申込者は、出品米とサンプル米をJAへ出荷し、農産物検査前にコンクール事務局で1袋を無作為に抽出し、審査に使用する。審査に使用した

サンプル米は、審査終了後に申込者へ返却する。

第1次審査は食味値(当JA所有の食味計静岡製機製SRE-Wを使用)の上位15名を選出し、第2次審査は全農秋田県本部所有の形質分析機にて上位7名を選出する。第3次審査は株式会社山田屋本店にて精米形質分析並びに炊飯食味計等により上位5名と、その中から金・銀・銅賞の3名を決定する。

【審査日程】

○第1次審査(受付後随時) ○第2次審査 10月中旬

○第3次審査 10月下旬

【表彰】

金賞1名、銀賞1名、銅賞1名、受賞者については11月に開催予定の「秋田おばこ米2021」にて表彰を行い、令和3年度「おばこの匠」に認定する。

「おばこの匠」認定者は、広報誌「Obako」並びにホームページ等で紹介する。また、その栽培技術の公開並びに管内の栽培指導に協力するとともに、「おばこの匠」米の販促活動も行う。

【集荷買入】

第1次審査通過者の出品米は、一旦、当JAの通常のあきたこまち仮渡金を支払う。

「おばこの匠」に認定された5名の出品米については、1俵(60kg個)20,000円で買い上げる事とし、仮渡金との差額を支払う。

審査基準に満たない場合は、通常の買い入れとなる。

【その他】

栽培方法等の申込み内容や審査サンプル米に虚偽が認められた場合、その出品米の審査は直ちに中止する。また、「おばこの匠」認定後に発覚した場合は、認定を取り消し、仮渡金差額の返納を行うこと。

コンクール事務局を営農経済部担当部署に置く。

この要領の改廃は営農経済部担当常務理事が決定することとする。

ただし、特に重要な事項については組合長が決定するものとする。

【申込期間】

○参加申込 令和3年8月16日(月)～9月10日(金) 必着

○出品受付 令和3年9月13日(月)～9月30日(木) 厳守

お申込み、お問合せは最寄りのJA営農センター、営農課、もしくは営農指導課へ

(きりとり)

第15回JA秋田おばこおいしいお米コンクール申込用紙

※ボールペンでご記入ください。

住所	〒 秋田県		
氏名			
電話番号			
支店名	支店		
栽培方法 (○印)	減農薬栽培	特別栽培米 (減農薬減化学肥料)	無農薬栽培

【個人情報の取り扱いについて】

主催者が取得したコンクール申込用紙に関する情報及び審査結果から得られた情報は、当コンクールの審査でのみ使用します。